

## さいたま市告示第1094号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置      さいたま市北区奈良町47番9、同番65
- (2) 指定の年月日    令和8年6月30日
- (3) 指定の番号      第北26-007号
- (4) 道路の幅員      4.00 m
- (5) 道路の延長      33.99 m